

○熊本市水道条例施行規程〔上下水道局総務課〕

平成10年8月12日

水道局規程第12号

改正 平成11年3月29日水道局規程第7号

平成14年9月30日水道局規程第8号

平成15年3月31日水道局規程第3号

平成22年8月4日上下水道局規程第20号

平成23年3月17日上下水道局規程第3号

平成25年3月29日上下水道局規程第8号

平成25年11月1日上下水道局規程第29号

平成26年3月31日上下水道局規程第10号

平成29年1月18日上下水道局規程第1号

令和元年9月2日上下水道局規程第2号

令和3年3月5日上下水道局規程第1号

令和6年3月29日上下水道局規程第3号

熊本市水道条例施行規程（昭和33年水道局規程第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、熊本市水道条例（昭和33年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平22上下水規程20・一部改正）

（給水装置の構成）

第2条 給水装置（条例第3条の給水装置をいう。以下同じ。）は、分水栓、止水栓、給水管、リングバルブ、水道メーター（以下「メーター」という。）及び給水栓等をもって構成する。ただし、給水方式が受水槽式である場合は、配水管分岐点から受水槽への給水口までを給水装置とする。

（平26上下水規程10・一部改正）

（代理人及び総代人の届出）

第3条 条例第5条第1項の規定による届出は、代理人選定届により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による届出は、総代人選定届により行うものとする。

（平25上下水規程8・全改）

（給水装置の新設等の申込み及び設計審査の申請）

第4条 条例第10条第1項の規定による申込み及び条例第11条第2項の設計審査の申請は、給水装置工事申込書、指定給水装置工事事業者工事施行承認申請書及び給水装置工事計画図により行うものとする。

(平25上下水規程8・全改、平26上下水規程10・令3上下水規程1・一部改正)

(給水装置工事計画図の作成)

第5条 前条の給水装置工事計画図は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める基準に従って作成しなければならない。

(平26上下水規程10・全改)

(給水管の配水管への取付口における口径)

第6条 給水管の配水管への取付口における口径は、当該給水装置による使用水量その他の事情を参酌して管理者が定める。

(平22上下水規程20・一部改正、平25上下水規程8・旧第7条繰上・一部改正、平26上下水規程10・一部改正)

(配水管布設費用の負担)

第7条 条例第12条第2項に規定する場合にあっては、同項に規定する要望者（以下「要望者」という。）は、次の費用を負担しなければならない。

(1) 簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第2に規定する工事費及び事務費

(2) 給水のため特殊な施設を必要とする場合にあっては、当該施設に係る費用

2 管理者が要望者の必要とする口径を超える配水管を布設する必要があると認めたときは、その増径分の工事に要する費用は、前項の規定にかかわらず、管理者が負担する。

3 管理者は、次の各号のいずれにも該当するときは、その年度の予算の範囲内において、第1項の費用を減額し、又は免除することができる。

(1) 要望者が次のいずれにも該当しないものであるとき。

ア 国

イ 地方公共団体

ウ 公共的団体

エ 宅地造成又は開発行為を行う事業者

(2) 要望者が主に自らの日常生活用として水を使用するために条例第12条第2項の要望をしたとき。

(3) 別に定める配水管布設審査会に諮り、適当と認められたとき。

(平 2 5 上下水規程 8 ・ 追加、平 2 6 上下水規程 1 0 ・ 旧第 8 条繰上 ・ 一部改正、
平 2 9 上下水規程 1 ・ 一部改正)

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第 8 条 条例第 1 3 条第 1 項に規定する給水管及び給水用具の構造及び材質は、管理者が別に定める基準による。

(平 2 5 上下水規程 8 ・ 旧第 1 0 条繰上 ・ 一部改正、平 2 6 上下水規程 1 0 ・ 旧第 9 条繰上 ・ 一部改正)

(工事費の算出方法)

第 9 条 条例第 1 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる費用(以下「材料費等」という。)は、管理者が別に定める単価表(以下「単価表」という。)により算出する。

2 条例第 1 4 条第 1 項第 4 号の間接経費は、次の合計額とする。

(1) 経費

(2) 事務費

3 前項第 1 号の経費は、材料費等の合計額に単価表に定める率を乗じて得た額とし、同項第 2 号の事務費は、材料費等及び当該経費の合計額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額とする。

4 条例第 1 4 条第 2 項に規定する特別の費用は、消費税相当額とし、その額は、同条第 1 項各号に掲げる費用の合計額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額とする。

(平 2 5 上下水規程 2 9 ・ 全改、平 2 6 上下水規程 1 0 ・ 旧第 1 0 条繰上 ・ 一部改正、
令元上下水規程 2 ・ 一部改正)

(給水契約の申込み)

第 1 0 条 条例第 1 7 条の 2 の規定による申込みは、上下水道使用申込書により行うものとする。

(平 2 5 上下水規程 8 ・ 追加、平 2 6 上下水規程 1 0 ・ 旧第 1 1 条繰上)

(メーターの設置基準)

第 1 1 条 メーターは、専用給水装置ごとに 1 個とする。ただし、この基準により難しいときは、その都度管理者の許可を受けなければならない。

2 共同住宅(条例第 2 6 条の 2 の共同住宅をいう。以下同じ。)については、管理者が別に定める基準に適合したときは、各戸にメーターを設置することができる。

(平 1 1 水規程 7 ・ 平 1 4 水規程 8 ・ 平 2 3 上下水規程 3 ・ 一部改正、平 2 5 上下水規程 8 ・ 旧第 1 4 条繰上 ・ 一部改正、平 2 6 上下水規程 1 0 ・ 旧第 1 2 条繰上 ・

一部改正)

(標識)

第12条 使用者(条例第7条の使用者をいう。以下同じ。)は、管理者が交付する標識を門戸の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 前項の標識の様式は、管理者が別に定める。

(平25上下水規程8・追加、平25上下水規程29・一部改正、平26上下水規程10・旧第13条繰上・一部改正)

(メーターの設置場所等)

第13条 条例第19条第1項の規定によりメーターを保管する者(以下「保管者」という。)は、当該メーターの設置場所に条例第27条第1項若しくは第2項の規定による使用水量の計量又はその取替えを妨げるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 管理者は、保管者が前項の規定に違反したときは、当該保管者に対し、原状回復を命じることができる。この場合において、当該保管者がその命令に従わないときは、管理者は、自ら現状回復をすることができる。

3 管理者は、保管者が第1項の規定に違反した場合において、前項の規定により原状回復を命じることが困難であるとき、又は必要と認めるときは、当該保管者に対し、メーターの設置場所を変更するよう命じることができる。

4 第2項の原状回復及び前項の規定によるメーターの設置場所の変更に要する費用は、保管者が負担するものとする。

(平14水規程8・一部改正、平25上下水規程8・旧第15条繰上・一部改正、平25上下水規程29・一部改正、平26上下水規程10・旧第14条繰上・一部改正)

(給水装置の修繕等に係る費用の算出)

第14条 条例第19条の2第3項に規定する費用は、単価表により算出する。

(平25上下水規程8・追加、平26上下水規程10・旧第15条繰上)

(使用休止等の届出)

第15条 条例第21条第1号の規定による届出は、使用休止届により行うものとする。

2 前項の届出がないときは、当該届出が行われるまで引き続き水道を使用したものとみなして、料金(条例第1条の料金をいう。以下同じ。)を徴収するものとする。

3 条例第21条第2号の規定による届出は、用途変更届により行うものとする。

4 条例第21条第3号の規定による届出は、私設消火栓(演習)使用届により行うものと

する。

- 5 条例第21条第4号の規定による届出は、権利義務承継届により行うものとする。

(平25上下水規程8・全改、平26上下水規程10・旧第16条繰上・一部改正)

(給水装置の所有者の変更等の届出)

- 第16条 条例第22条第1号の規定による届出は、給水装置所有者変更届により行うものとする。

- 2 条例第22条第2号の規定による届出は、給水装置使用者(代理人・総代人)変更届により行うものとする。

- 3 条例第22条第3号の規定による届出は、給水装置使用者(代理人・総代人)住所変更届により行うものとする。

- 4 条例第22条第4号の規定による届出は、私設消火栓(消火)使用届により行うものとする。

(平25上下水規程8・全改、平26上下水規程10・旧第17条繰上)

(私設消火栓の封印)

- 第17条 私設消火栓は、管理者が封印する。

(平25上下水規程8・旧第21条繰上・一部改正、平26上下水規程10・旧第18条繰上)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の給水栓における水質検査)

- 第18条 管理者は、簡易専用水道(条例第24条の3第1項の簡易専用水道をいう。)以外の貯水槽水道(条例第24条の2第1項の貯水槽水道をいう。)の給水栓における水質について、当該貯水槽水道の利用者から検査の請求があったときは、必要に応じて簡易な水質検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。この場合において、当該水質検査に特別の費用を要するときは、その実費額を徴収するものとする。

(平15水規程3・追加、平25上下水規程8・旧第21条の2繰上、平26上下水規程10・旧第19条繰上・一部改正)

(共同住宅の定義)

- 第19条 条例第26条の2に規定する管理者が定める住宅は、世帯単位で独立して生計を営み、専ら住居として使用するものとする。ただし、事務所、店舗、寄宿舍、寮等と併用しているものを除く。

(平14水規程8・一部改正、平25上下水規程8・旧第22条繰上・一部改正、平26上下水規程10・旧第21条繰上)

(共同住宅に係る届出)

第20条 共同住宅の所有者又は総代人（以下「共同住宅所有者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用戸数（条例第26条の2第2号の使用戸数をいう。）に変動があったとき。
- (2) 共同住宅所有者等に変更があったとき。

（平25上下水規程8・旧第23条繰上・一部改正、平26上下水規程10・旧第22条繰上・一部改正）

(共同住宅に係る使用水量の計量及び料金の徴収)

第21条 条例第26条の2第1号に掲げる共同住宅にあつては、当該共同住宅の各戸ごとに条例第27条第1項又は第2項の規定により使用水量を計量し、及び料金を徴収するものとする。

2 条例第26条の2第1号に掲げる共同住宅以外の共同住宅の料金は、総代人から徴収するものとする。

（平25上下水規程8・旧第25条繰上・一部改正、平26上下水規程10・旧第23条繰上・一部改正）

(使用水量の通知)

第22条 管理者は、条例第27条第1項又は第2項の規定により使用水量を計量したときは、使用者に対し、その計量した使用水量を通知するものとする。

（平25上下水規程8・追加、平26上下水規程10・旧第24条繰上・一部改正）

(使用水量の端数計算)

第23条 条例第27条第1項又は第2項の規定により計量した使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（平25上下水規程8・旧第29条繰上・一部改正、平26上下水規程10・旧第25条繰上・一部改正）

(納入期限の特例)

第24条 条例第27条第3項及び第4項に規定する納入期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもって納入期限とみなす。

2 条例第32条第1項及び第33条第1項に規定する納入期限は、納入通知書にて支払うときは、納入通知書において定めた日とする。

（平25上下水規程8・旧第30条繰上・一部改正、平26上下水規程10・旧第

26条繰上・一部改正、令6上下水規程3・一部改正)

(確認費用の算出方法)

第25条 条例第36条の2第3項に規定する費用は、次の合計額とする。

- (1) 労力費
- (2) 間接経費
- (3) 消費税相当額

2 前項第1号の労力費は、単価表により算出する。

3 第1項第2号の間接経費は、次の合計額とする。

- (1) 経費
- (2) 事務費

4 前項第1号の経費は、第1項第1号の労力費に単価表に定める率を乗じて得た額とし、前項第2号の事務費は、当該労力費に100分の10を乗じて得た額とする。

5 第1項第3号の消費税相当額は、同項第1号の労力費及び同項第2号の間接経費の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

(平25上下水規程8・旧第31条繰上・一部改正、平25上下水規程29・一部改正、平26上下水規程10・旧第27条繰上・一部改正、令元上下水規程2・一部改正)

(様式)

第26条 この規程に規定する届出、申込み及び申請に係る書類の様式は、管理者が別に定める。

(平25上下水規程8・旧第32条繰上・一部改正、平26上下水規程10・旧第28条繰上)

(管理者が別に定める方法による申込み等)

第27条 第10条に規定する申込み並びに第15条第1項及び第5項並びに第16条第2項及び第3項に規定する届出は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する書類以外の管理者が別に定める方法によっても、することができる。

(平25上下水規程29・追加、平26上下水規程10・旧第29条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にこの規程による改正前の熊本市水道条例施行規程の規定に基づく管理者の定め又は同規程の規定に基づいて管理者の行った承認その他の行為で、この規程の施行の際に現に効力を有するものは、それぞれこの規程の相当規定に基づく管理者の定め又はこの規程の相当規定に基づいて管理者の行った承認その他の行為とみなす。

(平 2 5 上下水規程 8 ・ 一部改正)

- 3 平成 2 9 年 3 月 3 1 日までになされた条例第 1 0 条第 1 項の規定による給水装置の新設の申込みにより旧鹿本郡植木町の給水区域において管理者が施行する給水装置工事に係る工事費の算出にあつては、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、条例第 1 4 条第 1 項第 4 号の間接経費は、材料費等の合計額に単価表に定める率を乗じて得た額とする。

(平 2 2 上下水規程 2 0 ・ 追加、平 2 5 上下水規程 8 ・ 平 2 5 上下水規程 2 9 ・ 平 2 6 上下水規程 1 0 ・ 一部改正)

附 則 (平成 1 1 年 3 月 2 9 日水道局規程第 7 号)

この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 9 月 3 0 日水道局規程第 8 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 3 月 3 1 日水道局規程第 3 号)

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 8 月 4 日上下水道局規程第 2 0 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 1 7 日上下水道局規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 9 日上下水道局規程第 8 号)

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 1 1 月 1 日上下水道局規程第 2 9 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 6 年 3 月 3 1 日上下水道局規程第 1 0 号)

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 1 月 1 8 日上下水道局規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月 2 日上下水道局規程第 2 号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日上下水道局規程第1号）抄

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日上下水道局規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。